

委 託 仕 様 書

- 1 件 名 ゼロカーボン行動変容推進業務委託
- 2 履行期間 契約確定日の翌日（令和7年5月上旬予定）から
令和8年3月31日
- 3 履行場所 江東区環境清掃部温暖化対策課

4 業務内容

ゼロカーボン行動変容推進業務として、「江東区環境検定業務」を実施する。
受託者は、江東区との契約に基づいて検定実施に関わる下記の業務を行う。
なお、検定実施期間は、8月～12月のうち、指定する期間（2か月間程度）とする。

【業務目的】

全区立中学校（義務教育学校含む24校）の2年生及び区民等の環境問題に対する理解促進・意識向上を図り、自分事として考え、行動する力をつけるため、身近な環境から地球環境までの知識が幅広く体系的に身につく環境検定をオンラインで実施する。

【検定運營業務】

- ① 実施フローチャートを作成する。
- ② 江東区独自問題、画像挿入問題、前年度作成問題を含む検定問題200問を作成及び更新する。うち、100問を検定対策問題とし、出題形式は二肢択一とする。問題には解説を付与し、有識者による監修を行う。
- ③ デジタルテキストを更新する。構成は、テーマ（地球温暖化、自然との共生、循環型社会、江東区の環境）に関する説明、対策問題及び解答・解説等とする。また、図表、写真、イラスト等を活用し、視認性に優れ、主対象である中学生に理解しやすいものとする。
- ④ 受検者名簿を作成する。定員は10,000名とする。
- ⑤ ポスター（B3片面）、受検案内（A4両面）を作成及び印刷する。ポスター600部、受検案内15,000部の印刷部数とする。印刷紙はFSC認証用紙を使用する。
- ⑥ 検定公式サイトの制作、更新及び運営を行う。
- ⑦ 問合せ対応窓口を開設する。
- ⑧ 受検者へID・パスワードを発行する。（必要に応じて、授業で受検する区立中学生等には、紙媒体での個別発行を行う。）
- ⑨ 採点業務、成績データを提供する。

- ⑩ 6割以上の得点者に認定証を発行する。9割以上の高得点者には別途表彰状を発行する。認定証・表彰状は受検者がオンライン検定システムよりダウンロードするデジタル発行とする。(必要に応じて、授業で受検する区立中学生には、表彰状の紙媒体での発行も行う。)
- ⑪ 効果検証を含めた結果分析報告書を、紙及びデータで報告する。
- ⑫ 制作物の作成にあたっては、誤字、脱字等に細心の注意を払い、完成度の向上に努める。
- ⑬ 前年度実施の効果検証に基づいた事業運営を行う。
- ⑭ その他、検定運営に関わる必要な業務を協議の上実施する。

【オンライン検定システム構築・更新】

- ① 以下の機能を備えたデータベースを構築・更新する。なお、同時アクセス数の上限は1,000とする。
 - (ア) 回答者の正答率を保存。
 - (イ) 受検者の得点を保存。
 - (ウ) ID・パスワードでログイン。
(ログインページの作成)
アカウントは一般の受検者がフォームからメールアドレスを登録し新規作成する方法と、中学生用に事前にアカウント(ID・パスワード)約3,000件を作成する方法の2通りで運用する。
 - (エ) 高得点などの結果を抽出。
 - (オ) 6割以上得点者をデータ出力。
 - (カ) 9割以上の高得点者をデータ出力。
 - (キ) 結果分析報告書に必要な記録をデータ出力。
 - (ク) 200問からランダムに60問出題する形式。なお、6割は検定対策問題から出題すること。
 - (ケ) ユーザー毎の出題問題を記録し、再読み込み時に同様の問題を出題。
 - (コ) 前の問題へ戻るボタン、問題一覧表示機能を用意。解答せずに次の問題へ進むことができるとし、一覧から任意の問題の解答を可能とし、未回答の問題があれば通知する。
 - (サ) 受検終了後、即時、得点を表示。合わせて、認定証・表彰状をデジタルで発行。
- ② 以下の機能を備えた時間表示機能を作成する。
 - (ア) サーバー時間を記録。
 - (イ) 時間経過により強制終了。
 - (ウ) リロード時にも経過後の時間を復帰。
- ③ 以下の機能を備えた管理機能を作成する。
 - (ア) メール送信。
 - (イ) ユーザーの一覧とテスト結果をCSVで出力。

(ウ) 再受検者の表示機能。

(エ) ユーザーの検索機能。

- ④ 不慮の障害に備え、サーバー上のデータをバックアップする為のシステムを別途設置する。
- ⑤ ISMS（情報セキュリティマネジメントシステム）認証を取得したうえで、最適なセキュリティ対策を実施できる体制を整える。
- ⑥ システム構築に必要な各種ハードウェア・ソフトウェアについては、適宜維持管理・監視・セキュリティ対策を行う。システムに不具合等が生じた際には、原因を解明し、速やかに対策を講じるとともに、その内容等を報告する。
- ⑦ システムへの不正な侵入、停止及び障害の発生を予防し、障害発生時の影響を最小限に留めるため、IPS/IDS や WAF による不正通信やマルウェアの発見・遮断措置等、万全のセキュリティ対策を講じる。また、第三者からサーバーへの不正なアクセス等により改ざんや消失、毀損が生じた等の障害が発生した場合には、原因を解明し、速やかに対策を講じるとともに、その内容等を報告する。
- ⑧ その他、システム構築に関わる必要な業務を協議の上実施する。

5 業務計画

江東区独自問題を含む検定問題及びデジタルテキストの更新、オンライン検定システム構築・更新等に加えて、江東区環境検定を実施する。区と協議の上、以下のスケジュールを想定し、業務計画を作成する。

期限（予定）	項目
令和7年6月上旬	ポスター・受検案内の作成
令和7年7月上旬	検定公式サイトの作成・更新、デジタルテキストの更新（公式サイトにて公開）
令和7年8月下旬	検定対策問題を含む検定問題200問（解説付与）の作成・更新、オンライン検定システムの構築完了
令和7年9～10月	オンライン検定実施（受検者へID・パスワード付与）、認定証・表彰状のデジタル発行
令和7年11月（検定期間後約1か月）	検定結果確認、認定証・表彰状のデジタル発行
令和8年3月	結果分析報告書の作成

- 6 効果検証 事業の効果を正確に測定するための検証項目を区と協議のうえ設定し、評価を行い、その検証結果に基づき、今後の展開

計画について区に提案・助言する。事業終了前であっても運営上の課題等が発生した場合は、速やかに報告し、その対応策を提案すること。

- 7 再委託
- (1) 受託者が業務の一部を第三者に委託するときは、事前に委託内容及び委託先の名称その他の必要な事項を区へ報告し、承認を得た場合に限る。
 - (2) 第三者への委託先の選定においては、I SMS（情報セキュリティマネジメントシステム）認証を取得又は、プライバシーマークを取得していることを条件とする。
 - (3) 再委託により生じる全ての責任は、受託者が負うものとする。
- 8 その他
- (1) 受託者は、業務上知りえたことを第三者に開示・譲渡しないこと。また、本業務以外の目的に使用しないこと。本契約終了後も同様とする。
 - (2) 本事業の実施に当たり個人情報を取り扱う場合、個人情報の保護に関する法律を遵守するとともに、別添の特記条項に基づき、個人情報管理のための必要な措置を講じること。
 - (3) 本委託の履行に当たり、受託者は江東区情報セキュリティポリシー及びその他関係法令を遵守すること。また、本委託により利用する外部サービスが別紙「外部サービスの利用におけるセキュリティ要件」に示すセキュリティ要件を満たしていること。
 - (4) 本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、区と受託者が誠意をもって協議し、決定するものとする。
 - (5) 事業の実施に当たっては、関係する法令や条例、規則等を遵守すること。
 - (6) 自動車を利用する際は、東京都のディーゼル車規制を遵守すること。
 - (7) この契約に基づく制作の著作権について、すべて江東区に帰属し、江東区の判断で二次利用することができるものとする。（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）。なお、受託者の調達した図案等で、作成者に著作権が留保されたものについては、この限りではないが、当該受注に係る制作物について、改訂版、区広報等その他印刷物、区のホームページにおい

て使用することについては、無償で許諾するものとする。また、必要に応じて、引継ぎ等に協力すること。

- (8) 受託者は、故意又は過失により、区、履行場所又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。なお、損害賠償の範囲は、区及び受託者の双方協議の上、損害額を決定する。また、本業務に際し、受託者が損害を受けた場合、区の責に帰する場合を除き、区は賠償責任を負わない。

- 9 支払方法 (1) 委託料の支払いは、業務委託終了後の年1回とする。
(2) 区は、業務の完了の確認又は検査を終了した後、受託者から正当な支払い請求を受けた日から30日以内に委託料の支払いを行うものとする。

- 10 主管課担当者 温暖化対策課環境調整係 秦・田村
TEL 03-3647-6124

委 託 仕 様 書

- 1 件 名 ゼロカーボン行動変容推進業務委託
- 2 履行期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日
- 3 履行場所 江東区環境清掃部温暖化対策課

4 業務内容

ゼロカーボン行動変容推進業務として、以下2つの業務を実施する。

(1) 江東区環境検定業務

受託者は、江東区との契約に基づいて検定実施に関わる下記の業務を行う。なお、検定実施期間は、8月～12月のうち、指定する期間（2か月間程度）とする。

【業務目的】

全区立中学校（義務教育学校含む24校）の2年生及び区民等の環境問題に対する理解促進・意識向上を図り、自分事として考え、行動する力をつけるため、身近な環境から地球環境までの知識が幅広く体系的に身につく環境検定をオンラインで実施する。

【検定運営業務】

- ① 実施フローチャートを作成する。
- ② 江東区独自問題、画像挿入問題、前年度作成問題を含む検定問題200問を作成及び更新する。うち、100問を検定対策問題とし、出題形式は二肢択一とする。問題には解説を付与し、有識者による監修を行う。
- ③ デジタルテキストを更新する。構成は、テーマ（地球温暖化、自然との共生、循環型社会、江東区の環境）に関する説明、対策問題及び解答・解説等とする。また、図表、写真、イラスト等を活用し、視認性に優れ、主対象である中学生に理解しやすいものとする。
- ④ 受検者名簿を作成する。定員は10,000名とする。
- ⑤ ポスター（B3片面）、受検案内（A4両面）を作成及び印刷する。ポスター600部、受検案内15,000部の印刷部数とする。印刷紙はFSC認証用紙を使用する。
- ⑥ 検定公式サイト制作、更新及び運営を行う。
- ⑦ 問合せ対応窓口を開設する。
- ⑧ 受検者へID・パスワードを発行する。（必要に応じて、授業で受検する区立中学生等には、紙媒体での個別発行を行う。）

- ⑨ 採点業務、成績データを提供する。
- ⑩ 6割以上の得点者に認定証を発行する。9割以上の高得点者には別途表彰状を発行する。認定証・表彰状は受検者がオンライン検定システムよりダウンロードするデジタル発行とする。(必要に応じて、授業で受検する区立中学生には、表彰状の紙媒体での発行も行う。)
- ⑪ 効果検証を含めた結果分析報告書を、紙及びデータで報告する。
- ⑫ 制作物の作成にあたっては、誤字、脱字等に細心の注意を払い、完成度の向上に努める。
- ⑬ 前年度実施の効果検証に基づいた事業運営を行う。
- ⑭ その他、検定運営に関わる必要な業務を協議の上実施する。

【オンライン検定システム構築・更新】

- ① 以下の機能を備えたデータベースを構築・更新する。なお、同時アクセス数の上限は1,000とする。
 - (ア) 回答者の正答率を保存。
 - (イ) 受検者の得点を保存。
 - (ウ) ID・パスワードでログイン。
(ログインページの作成)
アカウントは一般の受検者がフォームからメールアドレスを登録し新規作成する方法と、中学生用に事前にアカウント(ID・パスワード)約3,000件を作成する方法の2通りで運用する。
 - (エ) 高得点などの結果を抽出。
 - (オ) 6割以上得点者をデータ出力。
 - (カ) 9割以上の高得点者をデータ出力。
 - (キ) 結果分析報告書に必要な記録をデータ出力。
 - (ク) 200問からランダムに60問出題する形式。なお、6割は検定対策問題から出題すること。
 - (ケ) ユーザー毎の出題問題を記録し、再読み込み時に同様の問題を出題。
 - (コ) 前の問題へ戻るボタン、問題一覧表示機能を用意。解答せずに次の問題へ進むことができるとし、一覧から任意の問題の解答を可能とし、未回答の問題があれば通知する。
 - (サ) 受検終了後、即時、得点を表示。合わせて、認定証・表彰状をデジタルで発行。
- ② 以下の機能を備えた時間表示機能を作成する。
 - (ア) サーバー時間を記録。
 - (イ) 時間経過により強制終了。
 - (ウ) リロード時にも経過後の時間を復帰。
- ③ 以下の機能を備えた管理機能を作成する。
 - (ア) メール送信。

- (イ) ユーザーの一覧とテスト結果をCSVで出力。
- (ウ) 再受検者の表示機能。
- (エ) ユーザーの検索機能。
- ④ 不慮の障害に備え、サーバー上のデータをバックアップする為のシステムを別途設置する。
- ⑤ ISMS（情報セキュリティマネジメントシステム）認証を取得したうえで、最適なセキュリティ対策を実施できる体制を整える。
- ⑥ システム構築に必要な各種ハードウェア・ソフトウェアについては、適宜維持管理・監視・セキュリティ対策を行う。システムに不具合等が生じた際には、原因を解明し、速やかに対策を講じるとともに、その内容等を報告する。
- ⑦ システムへの不正な侵入、停止及び障害の発生を予防し、障害発生時の影響を最小限に留めるため、IPS/IDS や WAF による不正通信やマルウェアの発見・遮断措置等、万全のセキュリティ対策を講じる。また、第三者からサーバーへの不正なアクセス等により改ざんや消失、毀損が生じた等の障害が発生した場合には、原因を解明し、速やかに対策を講じるとともに、その内容等を報告する。
- ⑧ その他、システム構築に関わる必要な業務を協議の上実施する。

(2) (仮称) ゼロカーボンアクション業務

受託者は、江東区との契約に基づいて事業実施に関わる下記の業務を行う。

【業務目的】

全区立小学校（義務教育学校含む 46 校）の 5・6 年生児童及び区民等の環境問題に対する理解促進・意識向上を図り、家庭における CO₂ 削減の取組みを促進することを目的とし、参加者の 15 日間程度の省エネ行動を記録し、環境問題について学習するデジタルコンテンツを作成する。さらに、江東区環境検定と相互連携を図り、年間を通して環境配慮のための行動変容につなげるような仕掛けを構築する。ただし、令和 8 年度は、令和 9 年度の本格運用に向けて、システム構築及び一般（区民等）向けのプレ運用（10 日間程度の省エネ行動を記録）を実施する。

【運営業務】

- ① 実施フローチャートを作成する。
- ② CO₂ 削減につながる省エネ行動を区と協議の上、20～30 問程度作成する。参加者は実施期間中 1 日 2～3 問程度 CO₂ 削減につながる省エネ行動の実施に取り組む。
- ③ 図表、写真、イラスト、動画等を活用し、主な対象である小学校高学年児童が継続的に省エネ行動に取り組めるような仕組みを構築する。

- ④ 参加者名簿を作成する。定員は 5,000 名とする。
- ⑤ ポスター (B3 片面)、チラシ (A4 両面) を作成及び印刷する。ポスター 600 部、チラシ 10,000 部の印刷部数とする。印刷紙は FSC 認証用紙を使用する。
- ⑥ 公式サイトの制作、更新及び運営を行う。
- ⑦ 問合せ対応窓口を開設する。
- ⑧ 受検者へ ID・パスワードを発行する。(必要に応じて、紙媒体での個別発行を行う。)
- ⑨ 効果検証を含めた、結果分析報告書を紙及びデータで報告する。
- ⑩ 制作物の作成にあたっては、誤字、脱字等に細心の注意を払い、完成度の向上に努める。
- ⑪ その他、検定運営に関わる必要な業務を協議の上実施する。

【システム構築・更新】

- ① 以下の機能を備えたデータベースを構築・更新する。なお、同時アクセス数の上限は 1,000 とする。
 - (ア) ユーザーの回答・ステータスを保存。
 - (イ) ID・パスワードでログイン。
(ログインページの作成)
アカウントは一般の受検者がフォームからメールアドレスを登録し新規作成する方法で運用する。
また、江東区環境検定のアカウントを使用して(仮称)ゼロカーボンアクションの学習コンテンツにもログイン可能とする。
 - (ウ) コンテンツが盛り上がるような画像や動画等を制作し、コンテンツ内に挿入。
 - (エ) システム上にて達成結果を日別で記録。達成した任意の課題の数により、ユーザーのステータスが変化する仕組みとする。課題の達成結果やステータスといったユーザーの進捗状況はコンテンツ内にて確認できるようにする。
 - (オ) ステータスが上がる際、全ての課題をクリアした際、都度インセンティブを与える。
 - (カ) 結果分析報告書に必要な記録をデータ出力。
 - (キ) 使い方ページを一ページ用意しコンテンツの利用方法を記載。
- ② 以下の機能を備えた管理機能を作成する。
 - (ア) メール送信。
 - (イ) ユーザーの一覧と結果を CSV で出力。
 - (ウ) ユーザーの検索機能。
 - (エ) ユーザーの課題の達成結果やステータスといった進捗状況、集計データを確認可能にする。

- ③ 不慮の障害に備え、サーバー上のデータをバックアップする為のシステムを別途設置する。
- ④ I SMS（情報セキュリティマネジメントシステム）認証を取得したうえで、最適なセキュリティ対策を実施できる体制を整える。
- ⑤ システム構築に必要な各種ハードウェア・ソフトウェアについては、適宜維持管理・監視・セキュリティ対策を行う。システムに不具合等が生じた際には、原因を解明し、速やかに対策を講じるとともに、その内容等を報告する。
- ⑥ システムへの不正な侵入、停止及び障害の発生を予防し、障害発生時の影響を最小限に留めるため、IPS/IDS や WAF による不正通信やマルウェアの発見・遮断措置等、万全のセキュリティ対策を講じる。また、第三者からサーバーへの不正なアクセス等により改ざんや消失、毀損が生じた等の障害が発生した場合には、原因を解明し、速やかに対策を講じるとともに、その内容等を報告する。
- ⑦ その他、システム構築に関わる必要な業務を協議の上実施する。

5 業務計画

(1) 江東区環境検定業務

江東区独自問題を含む検定問題及びデジタルテキストの更新、オンライン検定システム構築・更新等に加えて、江東区環境検定を実施する。区と協議の上、以下のスケジュールを想定し、業務計画を作成する。

期限（予定）	項目
令和8年5月下旬	ポスター・受検案内の作成
令和8年7月上旬	検定公式サイトを更新、デジタルテキストの更新（公式サイトにて公開）
令和8年8月下旬	検定対策問題を含む検定問題200問（解説付与）の作成・更新、オンライン検定システムの構築完了
令和8年9～10月	オンライン検定実施（受検者へID・パスワード付与）、認定証・表彰状のデジタル発行
令和8年11月（検定期間後約1か月）	検定結果確認、認定証・表彰状のデジタル発行
令和9年3月	結果分析報告書の作成

(2) (仮称) ゼロカーボンアクション業務

CO₂削減につながる省エネ行動の問題作成、オンラインアクションシステム構築等を実施する。区と協議の上、以下のスケジュールを想定し、業務計画を作成する。

期限（予定）	項目
アクション実施の約 2か月前	ポスター・チラシの作成
アクション実施期間 前	省エネ行動 20～30 問程度作成、(仮称) ゼロ カーボンアクション公式サイトを作成、オン ラインシステムの構築
令和 8 年 9 月～令和 9 年 2 月のうち協議 の上定める期間（約 1 か月）	一般向け（仮称）ゼロカーボンアクション実 施（受検者へ I D ・ パスワード付与）
令和 9 年 3 月	結果分析報告書の作成

- 6 効果検証 事業の効果を正確に測定するための検証項目を区と協議のうえ設定し、評価を行い、その検証結果に基づき、今後の展開計画について区に提案・助言すること。事業終了前であっても運営上の課題等が発生した場合は、速やかに報告し、その対応策を提案すること。
- 7 再委託 (1) 受託者が業務の一部を第三者に委託するときは、事前に委託内容及び委託先の名称その他の必要な事項を区へ報告し、承認を得た場合に限る。
(2) 第三者への委託先の選定においては、I SMS（情報セキュリティマネジメントシステム）認証を取得又は、プライバシーマークを取得していることを条件とする。
(3) 再委託により生じる全ての責任は、受託者が負うものとする。
- 8 その他 (1) 受託者は、業務上知りえたことを第三者に開示・譲渡しないこと。また、本業務以外の目的に使用しないこと。本契約終了後も同様とする。
(2) 本事業の実施に当たり個人情報を取り扱う場合、個人情報の保護に関する法律を遵守するとともに、別添の特記条項に基づき、個人情報管理のための必要な措置を講じること。
(3) 本委託の履行に当たり、受託者は江東区情報セキュリティポリシー及びその他関係法令を遵守すること。また、本委託により利用する外部サービスが別紙「外部

サービスの利用におけるセキュリティ要件」に示すセキュリティ要件を満たしていること。

- (4) 本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、区と受託者が誠意をもって協議し、決定するものとする。
- (5) 事業の実施に当たっては、関係する法令や条例、規則等を遵守すること。
- (6) 自動車を利用する際は、東京都のディーゼル車規制を遵守すること。
- (7) この契約に基づく制作の著作権について、すべて江東区に帰属し、江東区の判断で二次利用することができるものとする。(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む)。なお、受託者の調達した図案等で、作成者に著作権が留保されたものについては、この限りではないが、当該受注に係る制作物について、改訂版、区広報等その他印刷物、区のホームページにおいて使用することについては、無償で許諾するものとする。また、必要に応じて、引継ぎ等に協力すること。
- (8) 受託者は、故意又は過失により、区、履行場所又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。なお、損害賠償の範囲は、区及び受託者の双方協議の上、損害額を決定する。また、本業務に際し、受託者が損害を受けた場合、区の責に帰する場合を除き、区は賠償責任を負わない。

- 9 支払方法
- (1) 委託料の支払いは、業務委託終了後の年1回とする。
 - (2) 区は、業務の完了の確認又は検査を終了した後、受託者から正当な支払い請求を受けた日から30日以内に委託料の支払いを行うものとする。

- 10 主管課担当者 温暖化対策課環境調整係 秦・田村
TEL 03-3647-6124

委 託 仕 様 書

- 1 件 名 ゼロカーボン行動変容推進業務委託
- 2 履行期間 令和9年4月1日から令和10年3月31日
- 3 履行場所 江東区環境清掃部温暖化対策課

4 業務内容

ゼロカーボン行動変容推進業務として、以下2つの業務を実施する。

(1) 江東区環境検定業務

受託者は、江東区との契約に基づいて検定実施に関わる下記の業務を行う。なお、検定実施期間は、8月～12月のうち、指定する期間（2か月間程度）とする。

【業務目的】

全区立中学校（義務教育学校含む24校）の2年生及び区民等の環境問題に対する理解促進・意識向上を図り、自分事として考え、行動する力をつけるため、身近な環境から地球環境までの知識が幅広く体系的に身につく環境検定をオンラインで実施する。

【検定運営業務】

- ① 実施フローチャートを作成する。
- ② 江東区独自問題、画像挿入問題、前年度作成問題を含む検定問題200問を作成及び更新する。うち、100問を検定対策問題とし、出題形式は二肢択一とする。問題には解説を付与し、有識者による監修を行う。
- ③ デジタルテキストを更新する。構成は、テーマ（地球温暖化、自然との共生、循環型社会、江東区の環境）に関する説明、対策問題及び解答・解説等とする。また、図表、写真、イラスト等を活用し、視認性に優れ、主対象である中学生に理解しやすいものとする。
- ④ 受検者名簿を作成する。定員は10,000名とする。
- ⑤ ポスター（B3片面）、受検案内（A4両面）を作成及び印刷する。ポスター600部、受検案内15,000部の印刷部数とする。印刷紙はFSC認証用紙を使用する。
- ⑥ 検定公式サイト制作、更新及び運営を行う。
- ⑦ 問合せ対応窓口を開設する。
- ⑧ 受検者へID・パスワードを発行する。（必要に応じて、授業で受検する区立中学生等には、紙媒体での個別発行を行う。）

- ⑨ 採点業務、成績データを提供する。
- ⑩ 6割以上の得点者に認定証を発行する。9割以上の高得点者には別途表彰状を発行する。認定証・表彰状は受検者がオンライン検定システムよりダウンロードするデジタル発行とする。(必要に応じて、授業で受検する区立中学生には、表彰状の紙媒体での発行も行う。)
- ⑪ 効果検証を含めた結果分析報告書を、紙及びデータで報告する。
- ⑫ 制作物の作成にあたっては、誤字、脱字等に細心の注意を払い、完成度の向上に努める。
- ⑬ 前年度実施の効果検証に基づいた事業運営を行う。
- ⑭ その他、検定運営に関わる必要な業務を協議の上実施する。

【オンライン検定システム構築・更新】

- ① 以下の機能を備えたデータベースを構築・更新する。なお、同時アクセス数の上限は1,000とする。
 - (ア) 回答者の正答率を保存。
 - (イ) 受検者の得点を保存。
 - (ウ) ID・パスワードでログイン。
(ログインページの作成)
アカウントは一般の受検者がフォームからメールアドレスを登録し新規作成する方法と、中学生用に事前にアカウント(ID・パスワード)約3,000件を作成する方法の2通りで運用する。
また、(仮称)ゼロカーボンアクションのアカウントを使用して江東区環境検定にもログイン可能とする。
 - (エ) 高得点などの結果を抽出。
 - (オ) 6割以上得点者をデータ出力。
 - (カ) 9割以上の高得点者をデータ出力。
 - (キ) 結果分析報告書に必要な記録をデータ出力。
 - (ク) 200問からランダムに60問出題する形式。なお、6割は検定対策問題から出題すること。
 - (ケ) ユーザー毎の出題問題を記録し、再読み込み時に同様の問題を出題。
 - (コ) 前の問題へ戻るボタン、問題一覧表示機能を用意。解答せずに次の問題へ進むことができるとし、一覧から任意の問題の解答を可能とし、未回答の問題があれば通知する。
 - (サ) 受検終了後、即時、得点を表示。合わせて、認定証・表彰状をデジタルで発行。
- ② 以下の機能を備えた時間表示機能を作成する。
 - (ア) サーバー時間を記録。
 - (イ) 時間経過により強制終了。
 - (ウ) リロード時にも経過後の時間を復帰。

- ③ 以下の機能を備えた管理機能を作成する。
 - (ア) メール送信。
 - (イ) ユーザーの一覧とテスト結果をCSVで出力。
 - (ウ) 再受検者の表示機能。
 - (エ) ユーザーの検索機能。
- ④ 不慮の障害に備え、サーバー上のデータをバックアップする為のシステムを別途設置する。
- ⑤ ISMS（情報セキュリティマネジメントシステム）認証を取得したうえで、最適なセキュリティ対策を実施できる体制を整える。
- ⑥ システム構築に必要な各種ハードウェア・ソフトウェアについては、適宜維持管理・監視・セキュリティ対策を行う。システムに不具合等が生じた際には、原因を解明し、速やかに対策を講じるとともに、その内容等を報告する。
- ⑦ システムへの不正な侵入、停止及び障害の発生を予防し、障害発生時の影響を最小限に留めるため、IPS/IDS や WAF による不正通信やマルウェアの発見・遮断措置等、万全のセキュリティ対策を講じる。また、第三者からサーバーへの不正なアクセス等により改ざんや消失、毀損が生じた等の障害が発生した場合には、原因を解明し、速やかに対策を講じるとともに、その内容等を報告する。
- ⑧ その他、システム構築に関わる必要な業務を協議の上実施する。

(2) (仮称) ゼロカーボンアクション業務

受託者は、江東区との契約に基づいて事業実施に関わる下記の業務を行う。

【業務目的】

全区立小学校（義務教育学校含む 46 校）の 5・6 年生児童及び区民等の環境問題に対する理解促進・意識向上を図り、家庭における CO₂ 削減の取組みを促進することを目的とし、参加者の 15 日間程度の省エネ行動を記録し、環境問題について学習するデジタルコンテンツを作成する。さらに、江東区環境検定と相互連携を図り、年間を通して環境配慮のための行動変容につなげるような仕掛けを構築する。なお、区立小学校向けに 6 月の 1 か月間、一般（区民等）向けに 8 月～12 月のうち、指定する期間（2 か月間程度、環境検定と同期間）を実施期間とする。

【運營業務】

- ① 実施フローチャートを作成する。
- ② CO₂ 削減につながる省エネ行動を区と協議の上、30～45 問程度作成する。参加者は実施期間中 1 日 2～3 問 CO₂ 削減につながる省エネ行動の実施に取り組む。
- ③ 図表、写真、イラスト、動画等を活用し、主な対象である小学校高

学年児童が継続的に省エネ行動を取り組めるような仕組みを構築する。

- ④ 参加者名簿を作成する。定員は 10,000 名とする。
- ⑤ ポスター（B3 片面）、チラシ（A4 両面）を作成及び印刷する。ポスター600部、チラシ 15,000 部の印刷部数とする。印刷紙は FSC 認証用紙を使用する。
- ⑥ 公式サイトの制作、更新及び運営を行う。
- ⑦ 問合せ対応窓口を開設する。
- ⑧ 受検者へ I D ・パスワードを発行する。（必要に応じて、紙媒体での個別発行を行う。）
- ⑨ 効果検証を含めた、結果分析報告書を紙及びデータで報告する。
- ⑩ 制作物の作成にあたっては、誤字、脱字等に細心の注意を払い、完成度の向上に努める。
- ⑪ その他、検定運営に関わる必要な業務を協議の上実施する。

【システム構築・更新】

- ① 以下の機能を備えたデータベースを構築・更新する。なお、同時アクセス数の上限は 1,000 とする。
 - (ア) ユーザーの回答・ステータスを保存。
 - (イ) I D ・パスワードでログイン。
(ログインページの作成)
アカウントは一般の受検者がフォームからメールアドレスを登録し新規作成する方法と、小学生用に事前にアカウント（I D ・パスワード）約 9,000 件を作成する方法の 2 通りで運用する。
また、江東区環境検定のアカウントを使用して（仮称）ゼロカーボンアクションの学習コンテンツにもログイン可能とする。
 - (ウ) コンテンツが盛り上がるような画像や動画等を制作し、コンテンツ内に挿入。
 - (エ) システム上にて達成結果を日別で記録。達成した任意の課題の数により、ユーザーのステータスが変化する仕組みとする。課題の達成結果やステータスといったユーザーの進捗状況はコンテンツ内にて確認できるようにする。
 - (オ) ステータスが上がる際、全ての課題をクリアした際、都度インセンティブを与える。
 - (カ) 結果分析報告書に必要な記録をデータ出力。
 - (キ) 使い方ページを一ページ用意しコンテンツの利用方法を記載。
- ② 以下の機能を備えた管理機能を作成する。
 - (ア) メール送信。
 - (イ) ユーザーの一覧と結果を C S V で出力。

- (ウ) ユーザーの検索機能。
- (エ) ユーザーの課題の達成結果やステータスといった進捗状況、集計データを確認可能にする。
- ③ 不慮の障害に備え、サーバー上のデータをバックアップする為のシステムを別途設置する。
- ④ I SMS (情報セキュリティマネジメントシステム) 認証を取得したうえで、最適なセキュリティ対策を実施できる体制を整える。
- ⑤ システム構築に必要な各種ハードウェア・ソフトウェアについては、適宜維持管理・監視・セキュリティ対策を行う。システムに不具合等が生じた際には、原因を解明し、速やかに対策を講じるとともに、その内容等を報告する。
- ⑥ システムへの不正な侵入、停止及び障害の発生を予防し、障害発生時の影響を最小限に留めるため、IPS/IDS や WAF による不正通信やマルウェアの発見・遮断措置等、万全のセキュリティ対策を講じる。また、第三者からサーバーへの不正なアクセス等により改ざんや消失、毀損が生じた等の障害が発生した場合には、原因を解明し、速やかに対策を講じるとともに、その内容等を報告する。
- ⑦ その他、システム構築に関わる必要な業務を協議の上実施する。

5 業務計画

(1) 江東区環境検定業務

江東区独自問題を含む検定問題及びデジタルテキストの更新、オンライン検定システム構築・更新等に加えて、江東区環境検定を実施する。区と協議の上、以下のスケジュールを想定し、業務計画を作成する。

期限 (予定)	項目
令和9年5月下旬	ポスター・受検案内の作成
令和9年7月上旬	検定公式サイトの更新、デジタルテキストの更新 (公式サイトにて公開)
令和9年8月下旬	検定対策問題を含む検定問題200問 (解説付与) の作成・更新、オンライン検定システムの構築完了
令和9年9～10月	オンライン検定実施 (受検者へID・パスワード付与)、認定証・表彰状のデジタル発行
令和9年11月 (検定期間後約1か月)	検定結果確認、認定証・表彰状のデジタル発行
令和10年3月	結果分析報告書の作成

(2) (仮称) ゼロカーボンアクション業務

CO₂削減につながる省エネ行動の問題作成、オンラインアクションシステム構築等を実施する。区と協議の上、以下のスケジュールを想定し、業務計画を作成する。

期限（予定）	項目
令和9年5月上旬	ポスター・チラシの作成
令和9年5月下旬	省エネ行動の更新・追加作成。（仮称）ゼロカーボンアクション公式サイト作成、オンラインシステムの構築・更新
令和9年6月	小学校向け（仮称）ゼロカーボンアクション実施（受検者へID・パスワード付与）
令和9年9～10月	一般向け（仮称）ゼロカーボンアクション実施（受検者へID・パスワード付与）
令和10年3月	結果分析報告書の作成

- 6 効果検証 事業の効果を正確に測定するための検証項目を区と協議のうえ設定し、評価を行い、その検証結果に基づき、今後の展開計画について区に提案・助言すること。事業終了前であっても運営上の課題等が発生した場合は、速やかに報告し、その対応策を提案すること。
- 7 再委託 (1) 受託者が業務の一部を第三者に委託するときは、事前に委託内容及び委託先の名称その他の必要な事項を区へ報告し、承認を得た場合に限る。
(2) 第三者への委託先の選定においては、ISMS（情報セキュリティマネジメントシステム）認証を取得又は、プライバシーマークを取得していることを条件とする。
(3) 再委託により生じる全ての責任は、受託者が負うものとする。
- 8 その他 (1) 受託者は、業務上知りえたことを第三者に開示・譲渡しないこと。また、本業務以外の目的に使用しないこと。本契約終了後も同様とする。
(2) 本事業の実施に当たり個人情報を取り扱う場合、個人情報の保護に関する法律を遵守するとともに、別添の特記条項に基づき、個人情報管理のための必要な措置を講じること。
(3) 本委託の履行に当たり、受託者は江東区情報セキュリティ

ティポリシー及びその他関係法令を遵守すること。また、本委託により利用する外部サービスが別紙「外部サービスの利用におけるセキュリティ要件」に示すセキュリティ要件を満たしていること。

- (4) 本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、区と受託者が誠意をもって協議し、決定するものとする。
- (5) 事業の実施に当たっては、関係する法令や条例、規則等を遵守すること。
- (6) 自動車を利用する際は、東京都のディーゼル車規制を遵守すること。
- (7) この契約に基づく制作の著作権について、すべて江東区に帰属し、江東区の判断で二次利用することができるものとする。(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む)。なお、受託者の調達した図案等で、作成者に著作権が留保されたものについては、この限りではないが、当該受注に係る制作物について、改訂版、区広報等その他印刷物、区のホームページにおいて使用することについては、無償で許諾するものとする。また、必要に応じて、引継ぎ等に協力すること。
- (8) 受託者は、故意又は過失により、区、履行場所又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。なお、損害賠償の範囲は、区及び受託者の双方協議の上、損害額を決定する。また、本業務に際し、受託者が損害を受けた場合、区の責に帰する場合を除き、区は賠償責任を負わない。

- 9 支払方法
- (1) 委託料の支払いは、業務委託終了後の年1回とする。
 - (2) 区は、業務の完了の確認又は検査を終了した後、受託者から正当な支払い請求を受けた日から30日以内に委託料の支払いを行うものとする。

10 主管課担当者 温暖化対策課環境調整係 秦・田村
TEL 03-3647-6124

外部サービスの利用におけるセキュリティ要件

No	セキュリティ対策
1	受託者は情報セキュリティに関して十分な知識があること。
2	ライセンス違反等がないよう必要な数だけアカウントを準備すること。
3	利用する端末にセキュリティ対策（ユーザ認証・ウイルス対策・デバイス管理・Web フィルタリング等）を行っていること。
4	外部サービスを利用する端末に機微なデータが保存されない対策を行っていること。
5	利用する端末を外部に持ち出す場合、Free Wi-Fi への接続禁止等の措置が講じられていること。
6	外部サービスを提供するシステム・利用する端末のリソースに不足がなく、将来の拡張性があること。
7	外部サービスで使用する時刻は、標準時刻と同期していること。
8	仕様書記載の同時アクセス数に耐えうるデータ通信速度を確認し、ネットワーク帯域を確保すること。
9	システムのレスポンス（応答時間）は概ね3秒以内であること。
10	ユーザが特別な知識を必要とせず、直感的に利用できるシンプルなデザインの画面や操作性となっていること。
11	定期的（月1、2回程度）に進捗会議を開催して資料を用いてサービスレベルの確認を実施、随時メールや電話で情報共有を行えること。
12	データのバックアップ及びリストアができること。 バックアップのタイミング：任意 保存世代：1
13	障害発生時にシステム及びデータの復旧方法や復旧時間等の目標を定めていること。
14	システム及びネットワークが冗長化されていること。
15	インシデント等の検証に必要なログを提供できること。
16	OS やアプリケーション等のバージョンアップや設定変更、パッチ適用、脆弱性診断等を行い、実施状況を報告すること。
17	サービス終了時に保存データ（事業者の複製データも含む）を消去する際は、実効性を確保でき、データが復元不可能となる処置を講じること。
18	サービス終了時は利用者アカウントや管理者アカウント等を削除できること。
19	利用する外部サービスは第三者認証（ISMAP 登録や ISO27017 による認証等）や情報セキュリティ監査の結果等を有していること。
20	システムを事業者が構築する場合、事業者内において適切なセキュリティ管理体制（職員の資格取得や研修等）がとられていること。
21	重要な操作（仮想化されたデバイスのインストールや変更・削除、バックアップ・リストア、サービス終了時など）に関して、手順が文書化されていること。

22	システムを事業者が構築する場合、管理者等のアカウントは適切に管理（パスワード管理や多要素認証、アクセス権限、終了時の削除など）されていること。
23	再委託や第三者の外部サービス利用がある場合、上記No.20と同様に再委託先等の情報セキュリティ対策を実施していること。
24	データはすべて国内に保存されること。 (データが保存されているサーバは国内に設置されていること)
25	データセンターの防災対策や入退室管理・監視体制が整っており、サービス利用において安全な設備になっていること。
26	事業者または区がインシデントを検知した際、区 CSIRT への連絡・報告体制が取れていること。
27	サービスのサポート体制や窓口、受付時間がサービス利用において十分なものになっていること。
28	情報の盗聴、改ざん等を防止するため、専用回線・VPN 接続によるサービス利用または TLS による通信の暗号化がされていること。
29	受託者は ISMS 認証を取得し、最適なセキュリティ対策を実施できる体制であること。
30	利用する外部サービスは ISO 27017, 18 の第三者認証または SOC 報告書によるセキュリティ管理体制を確認できること。
31	サービス提供側にファイアウォールによる外部・内部からの不正アクセス防止措置が施されていること。
32	サービス提供側に IPS/IDS や WAF による不正通信やマルウェアの発見・遮断措置が施されていること。 対策内容：IPS ・ IDS ・ WAF ・ マルウェア検知
33	盗難・改ざん等の防止のため、データの通信は暗号化するとともに、保存されたデータに管理者以外はアクセスできないようにすること。
34	不必要なアクセスがされないよう、情報資産・機能に対して、各利用者に必要最低限のアクセス権のみ付与すること。
35	ID/PW による認証を行うこと。
36	管理者においては、ID/PW による認証に加え、他要素の認証方式（IC カード、USB トークン）やアクセス制御（IP アドレス制御・クライアント証明等）を行うこと。

個人情報の取扱いに関する特記条項

(個人情報保護法等の遵守)

第1条 乙は、個人情報の保護に関する法律のほか、甲の定める江東区個人情報の保護に関する法律施行条例施行規則並びに情報セキュリティポリシー及び情報セキュリティ実施手順に基づき、個人情報の取扱いに関する特記条項（以下「特記条項」という。）を遵守しなければならない。

(責任体制の整備)

第2条 乙は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(作業責任者等の届出)

第3条 乙は、個人情報の取扱いに係る作業責任者及び作業従事者を定め、業務の着手前に書面により甲に報告しなければならない。

2 乙は、個人情報の取扱いに係る作業責任者及び作業従事者を変更する場合の手續を定めなければならない。

3 乙は、作業責任者を変更する場合は、事前に書面により甲に申請し、その承認を得なければならない。

4 乙は、作業従事者を変更する場合は、事前に書面により甲に報告しなければならない。

5 作業責任者は、仕様書及び特記条項に定める事項を適切に実施するよう作業従事者を監督しなければならない。

6 作業従事者は、作業責任者の指示に従い、仕様書及び特記条項に定める事項を遵守しなければならない。

(作業場所の特定)

第4条 乙は、個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を定め、業務の着手前に書面により甲に報告しなければならない。

2 乙は、作業場所を変更する場合は、事前に書面により甲に申請し、その承認を得なければならない。

3 乙は、甲の事務所内に作業場所を設置する場合は、作業責任者及び作業従事者に対して、乙が発行する身分証明書を常時携帯させ、事業者名が分かるようにしなければならない。

(教育の実施)

第5条 乙は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、仕様書及び特記条項における作業従事者が遵守すべき事項その他本委託業務の適切な履行に必要な教育及び研修を、作業従事者全員に対して実施しなければならない。

2 乙は、前項の教育及び研修を実施するに当たり、実施計画を策定し、実施体制を確立しなければならない。

(守秘義務)

第6条 乙は、本委託業務の履行により直接又は間接に知り得た個人情報を第三者に漏らしては

ならない。契約期間満了後又は契約解除後も同様とする。

- 2 乙は、本委託業務にかかわる作業責任者及び作業従事者から、秘密保持に関する誓約書（甲に対する誓約書をいう。以下単に「誓約書」という。）を徴取し、これを甲に提出しなければならない。

（再委託）

第7条 乙は、本委託業務の全部の委託をしてはならない。

- 2 乙は、甲の書面による許諾を得た場合に限り、本委託業務の一部の委託（以下「再委託」という。）をすることができる。
- 3 乙は、前項の許諾を得ようとするときは、次の事項を明確にした上で、事前に、書面により再委託をする旨を甲に申請しなければならない。
 - (1) 再委託を受ける者の名称
 - (2) 再委託をする理由
 - (3) 再委託をして処理する内容
 - (4) 再委託を受ける者において取り扱う個人情報
 - (5) 再委託を受ける者における安全性及び信頼性を確保する対策
 - (6) 再委託を受ける者が当該再委託に係る業務の全部又は一部の委託をすることの有無
 - (7) 再委託を受ける者に対する管理及び監督の方法
- 4 乙は、第2項の規定により再委託をしたときは、再委託を受けた者に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対し、再委託を受けた者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。
- 5 乙は、第2項の規定により再委託をしたときは、乙と再委託を受けた者との契約において、再委託を受けた者に対する乙の管理及び監督の手段及び方法を具体的に規定しなければならない。
- 6 乙は、第2項の規定により再委託をしたときは、その履行につき管理及び監督をするとともに、甲の求めに応じ、管理及び監督の状況を甲に対し適宜報告しなければならない。
- 7 乙は、第2項の規定により再委託をしたときは、再委託を受けた者に、当該再委託に係る業務にかかわる作業責任者及び作業従事者から誓約書を徴取させなければならない。
- 8 前項の誓約書は、乙が、再委託を受けた者から受け取り、甲に提出しなければならない。

（派遣労働者等の利用時の措置）

第8条 乙は、本委託業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

- 2 乙は、甲に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

（個人情報の管理）

第9条 乙は、本委託業務において利用する個人情報を保持している間は、次の各号の定めるところにより、個人情報の管理を行わなければならない。

- (1) 施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室で厳重に個人情報を保管

すること。

- (2) 甲が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出さないこと。
 - (3) 個人情報を電子データで持ち出す場合は、電子データの暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を施すこと。
 - (4) 事前に甲の承認を受けて、業務を行う場所で、かつ、業務に必要な最小限の範囲で行う場合を除き、個人情報を複製又は複写しないこと。
 - (5) 個人情報を移送する場合、移送時の体制を明確にすること。
 - (6) 個人情報を電子データで保管する場合、当該データが記録された媒体及びそのバックアップの保管状況並びに記録されたデータの正確性について、定期的に点検すること。
 - (7) 個人情報を管理するための台帳を整備し、個人情報の利用者、保管場所その他の個人情報の取扱いの状況を当該台帳に記録すること。
 - (8) 個人情報の紛失、漏えい、改ざん、破損その他の事故（以下「個人情報の漏えい等の事故」という。）を防ぎ、機密性、完全性及び可用性の維持に責任を負うこと。
 - (9) 作業場所に、私用パソコン、私用外部記録媒体その他の私用物を持ち込んで、個人情報を扱う作業を行わせないこと。
 - (10) 個人情報を利用する作業を行うパソコンに、個人情報の漏えいにつながると考えられる業務に関係のないアプリケーションをインストールしないこと。
- (提供された個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止)

第10条 乙は、本委託業務において利用する個人情報について、本委託業務以外の目的で利用してはならない。また、甲に無断で第三者へ提供してはならない。

(個人情報の受渡し等)

第11条 乙は、甲乙間の個人情報の受渡しに関しては、甲が指定した手段、日時及び場所で行った上で、甲に個人情報の預り証を提出しなければならない。

- 2 本委託業務において電子計算組織の運用又は保守をする場合は、乙は、業務の着手前に、接続又は操作をすることができる情報の種類及び範囲並びに接続又は操作の方法について甲の指示を受けるものとする。

(個人情報の返還、消去又は廃棄)

第12条 乙は、本委託業務の終了時に、本委託業務において利用する個人情報について、甲の指定した方法により、返還、消去又は廃棄を実施しなければならない。

- 2 乙は、本委託業務において利用する個人情報を消去又は廃棄する場合は、事前に消去又は廃棄すべき個人情報の項目、媒体名、数量、消去又は廃棄の方法及び処理予定日を書面により甲に申請し、その承諾を得なければならない。
- 3 乙は、個人情報の消去又は廃棄に際し甲から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。
- 4 乙は、本委託業務において利用する個人情報を消去又は廃棄する場合は、当該情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を

講じなければならない。

5 乙は、個人情報の消去又は廃棄を行った後、消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び消去又は廃棄の内容を記録し、書面により甲に対して報告しなければならない。

(定期報告及び緊急時報告)

第13条 乙は、甲から、個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。

2 乙は、個人情報の取扱いの状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

(監査及び検査)

第14条 甲は、本委託業務に係る個人情報の取扱いについて、本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、乙及び再委託先に対して、監査又は検査を行うことができる。

2 甲は、前項の目的を達するため、乙に対して必要な情報を求め、又は本委託業務の処理に関して必要な指示をすることができる。

(事故時の対応)

第15条 乙は、本委託業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに甲に対して、当該事故にかかわる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。

2 乙は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、甲その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。

3 甲は、本委託業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(契約解除)

第16条 甲は、乙が特記条項に定める義務を履行しない場合は、特記条項に関連する委託業務の全部又は一部を解除することができる。

2 乙は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、甲に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

(損害賠償)

第17条 乙の故意又は過失を問わず、乙が特記条項の内容に違反し、又は怠ったことにより、甲に対する損害を発生させた場合は、乙は、甲に対して、その損害を賠償しなければならない。